

自殺の動向について

～3月は自殺対策強化月間です～



令和5年3月30日

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

ひと、くらし、みらいのために

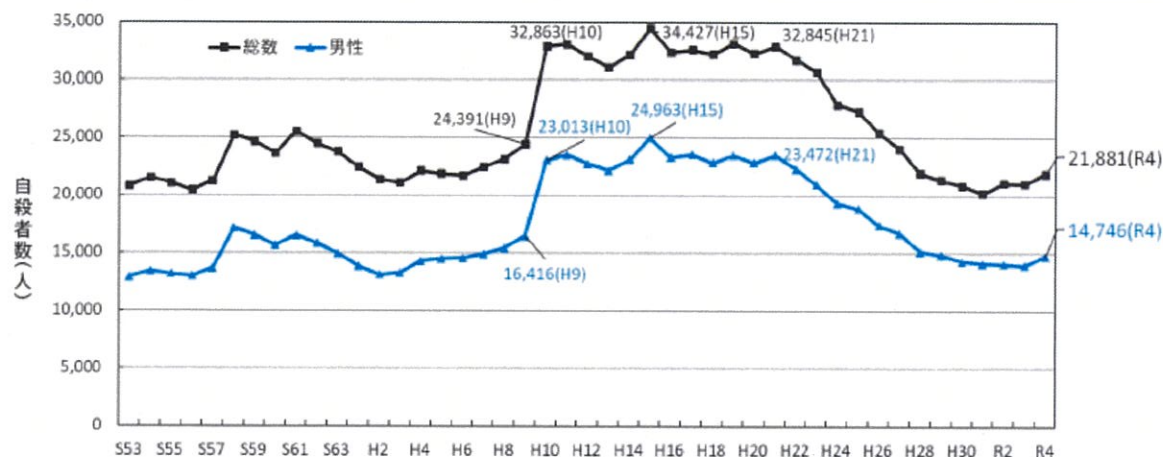
自殺者数の年次推移（昭和53年～令和4年）

令和5年3月14日現在

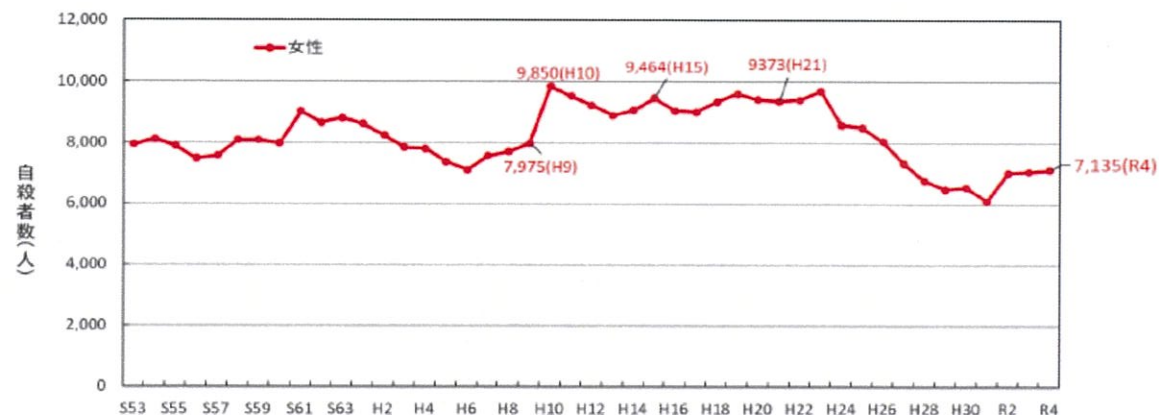
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135

○令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人（約4.2%）増。
 ○男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。
 また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。

総数・男性



女性



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年と令和3年の比較】年齢階級別、職業別、原因・動機別について

令和5年3月14日現在

1. 年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和4年 (確定値)	総数	21,881	798	2,483	2,545	3,665	4,093	2,765	2,994	2,490	48
	男	14,746	464	1,672	1,784	2,611	2,848	1,862	1,906	1,558	41
	女	7,135	334	811	761	1,054	1,245	903	1,088	932	7
令和3年 (確定値)	総数	21,007	750	2,611	2,554	3,575	3,618	2,637	3,009	2,214	39
	男	13,939	426	1,699	1,810	2,519	2,492	1,741	1,892	1,323	37
	女	7,068	324	912	744	1,056	1,126	896	1,117	891	2
差	総数	874	48	-128	-9	90	475	128	-15	276	9
	男	807	38	-27	-26	92	356	121	14	235	4
	女	67	10	-101	17	-2	119	7	-29	41	5

2. 職業別の比較

		有職者（自営業・ 家族従業者＋被雇 用者・勤め人）	学生・生徒等	無職者	うち主婦	うち失業者	うち年金・雇用保 険等生活者	うちその他の無職 者	不詳
令和4年 (確定値)	総数	8,576	1,063	11,775	1,166	1,220	6,074	3,315	467
	男	6,811	663	6,915	0	988	3,740	2,187	357
	女	1,765	400	4,860	1,166	232	2,334	1,128	110
令和3年 (確定値)	総数	7,990	1,031	11,639	1,136	636	5,001	4,866	347
	男	6,278	622	6,753	0	541	3,043	3,169	286
	女	1,712	409	4,886	1,136	95	1,958	1,697	61
差	総数	586	32	136	30	584	1,073	-1,551	120
	男	533	41	162	0	447	697	-982	71
	女	53	-9	-26	30	137	376	-569	49

3. 原因・動機別の比較

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
令和4年 (確定値)	総数	4,775	12,774	4,697	2,968	828	579	1,734	2,717
	男	2,885	7,301	4,127	2,538	485	392	1,192	2,043
	女	1,890	5,473	570	430	343	187	542	674

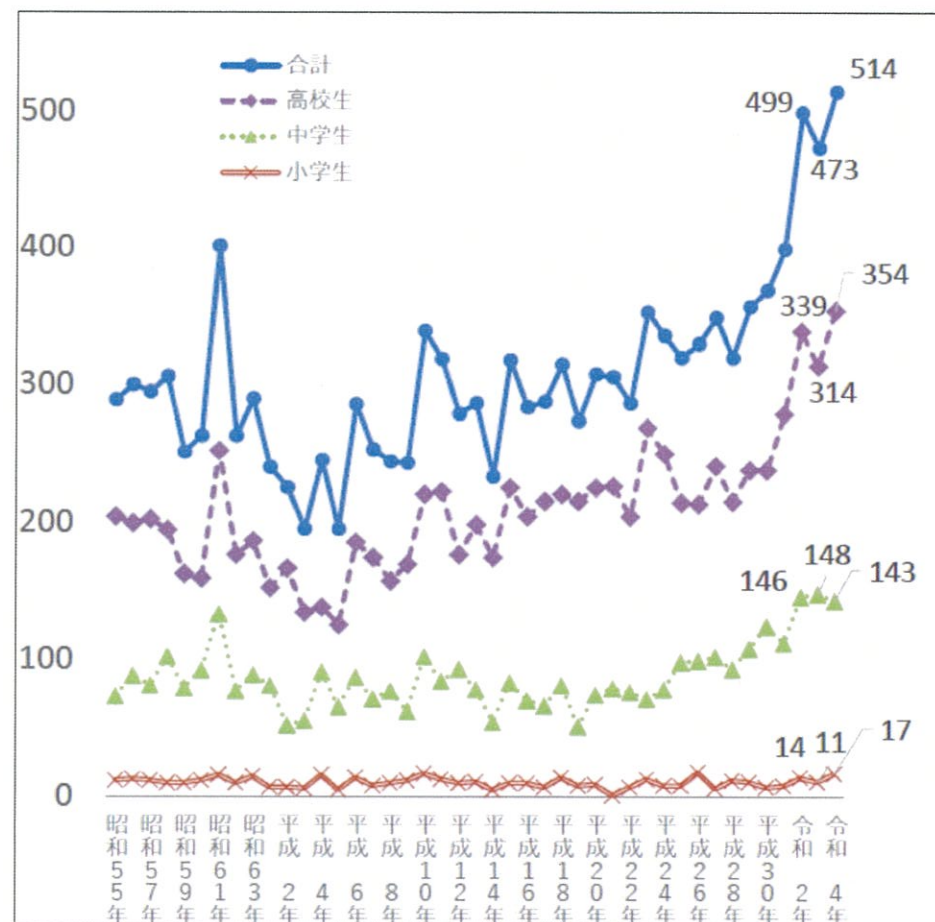
		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和3年 (確定値)	総数	3,200	9,860	3,376	1,935	797	370	1,302	5,914
	男	1,843	5,485	2,922	1,628	451	246	915	4,233
	女	1,357	4,375	454	307	346	124	387	1,681

※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年1月からは、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため単純に比較はできない。

【令和4年確定値】小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在

(人)

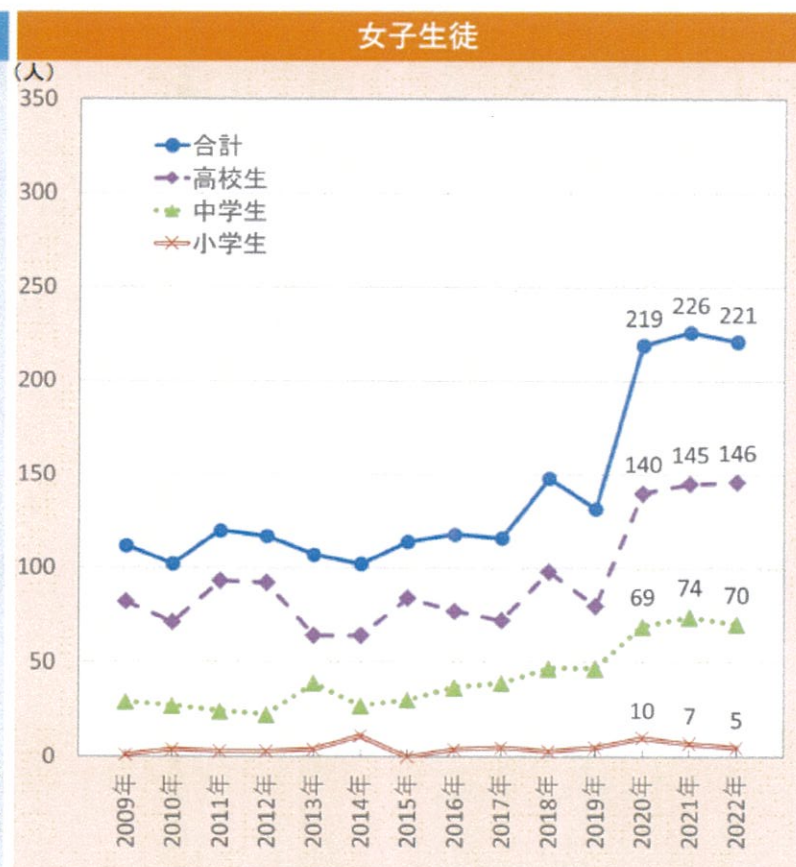
【令和3年、令和4年】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年	令和4年	対前年増減数 (R4 - R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

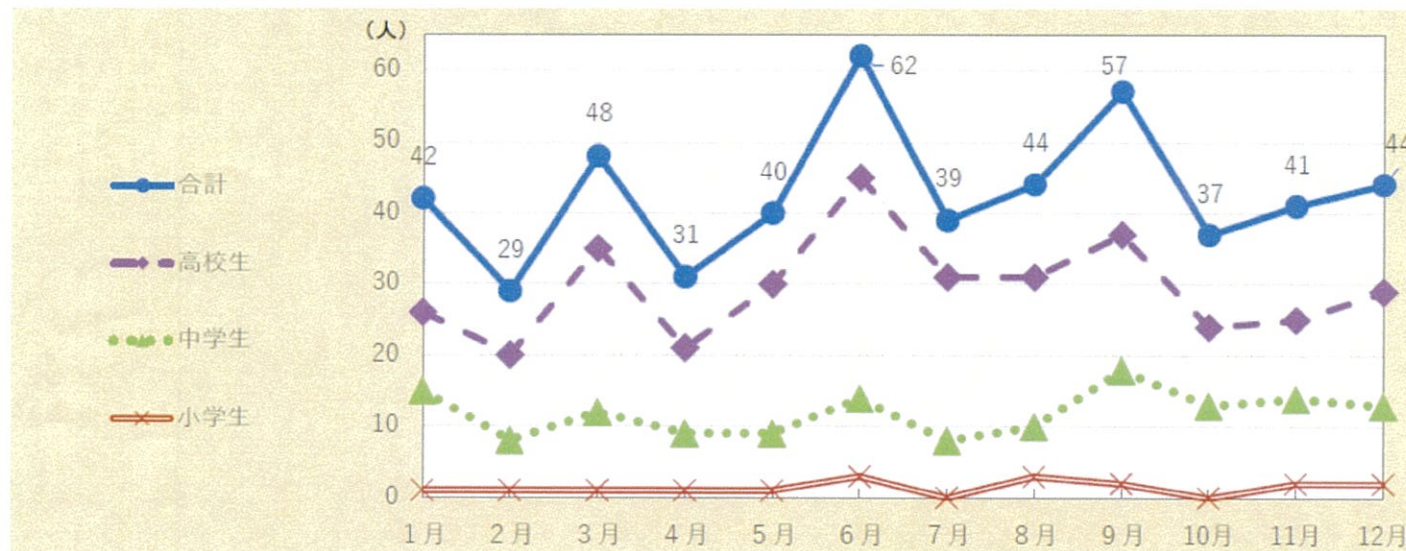
令和5年3月14日現在



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年】小中高生の自殺者数(月別推移)

令和5年3月14日現在



		年合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	計	514	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44
	男	293	27	14	26	21	26	28	24	29	25	24	22	27
	女	221	15	15	22	10	14	34	15	15	32	13	19	17
	小学生	計	17	1	1	1	1	3	0	3	2	0	2	2
	男	12	1	0	0	1	1	3	0	3	1	0	0	2
	女	5	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0
	中学生	計	143	15	8	12	9	14	8	10	18	13	14	13
	男	73	7	2	8	6	6	6	6	4	6	9	7	6
	女	70	8	6	4	3	3	8	2	6	12	4	7	7
	高校生	計	354	26	20	35	21	30	31	31	37	24	25	29
	男	208	19	12	18	14	19	19	18	22	18	15	15	19
	女	146	7	8	17	7	11	26	13	9	19	9	10	10

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年】小中高生の自殺の原因・動機

令和5年3月14日現在

令和4年 (確定値)		自殺者総数	家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題										その他	不詳
									卒業生	入塾に 関する悩み	進路に関する悩み (入塾以外)	いじめ	卒業生との不睦 (いじめ以外)	教師との 人間関係	他校による差別	学校関係その他				
家族の証言 等から、自 殺者一人に つき4つまで 計上可能	小学生	総計	17	4	3	0	0	0	8	3	0	0	1	3	0	0	1	3	4	
		男性	12	3	2	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	3	3	
		女性	5	1	1	0	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	
	中学生	総計	143	43	25	1	0	3	84	22	17	25	2	11	1	0	6	22	30	
		男性	73	25	12	1	0	1	43	13	10	13	1	3	1	0	2	13	14	
		女性	70	18	13	0	0	2	41	9	7	12	1	8	0	0	4	9	16	
	高校生	総計	354	67	101	8	1	27	189	58	20	35	5	35	7	1	28	41	59	
		男性	208	38	35	6	1	18	125	43	15	26	1	16	5	1	18	26	42	
		女性	146	29	66	2	0	9	64	15	5	9	4	19	2	0	10	15	17	
	合計	総計	514	114	129	9	1	30	281	83	37	60	8	49	8	1	35	66	93	
		男性	293	66	49	7	1	19	172	58	25	39	3	20	6	1	20	42	59	
		女性	221	48	80	2	0	11	109	25	12	21	5	29	2	0	15	24	34	

令和3年 (確定値)			自殺者総数	家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	計	学校問題								その他	不詳
										卒業生	入塾に関する悩み	その他進路に関する悩み	いじめ	その他卒業生との不睦	教員との人間関係	その他進路問題			
遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について、自殺者一人につき3つまで計上可能	小学生	総計	11	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		男性	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		女性	7	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	
	中学生	総計	148	30	21	0	0	6	43	13	3	6	3	10	2	6	11	66	
		男性	74	12	7	0	0	5	17	8	2	4	0	1	0	2	5	41	
		女性	74	18	14	0	0	1	26	5	1	2	3	9	2	4	6	25	
	高校生	総計	314	45	87	2	0	24	107	27	14	27	5	14	3	17	23	102	
		男性	169	27	31	2	0	11	74	22	10	22	1	6	2	11	16	59	
		女性	145	18	56	0	0	13	33	5	4	5	4	8	1	6	7	43	
	合計	総計	473	78	109	2	0	30	151	40	18	33	8	24	5	23	34	174	
		男性	247	41	38	2	0	16	91	30	12	26	1	7	2	13	21	102	
		女性	226	37	71	0	0	14	60	10	6	7	7	17	3	10	13	72	

※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年1月からは、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため単純に比較はできない。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺対策強化月間（３月）の取組① 相談体制の拡充等

- 自殺対策基本法では**３月**を「**自殺対策強化月間**」と位置付けており、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて相談事業や啓発活動を集中的に実施。
- 電話やSNSによる相談支援体制の拡充や、自殺者が増加している中高年層やこども・若者を中心に、ポスターや動画による相談の呼びかけなどを行っている。

<相談事業の拡充>

- こころの健康相談統一ダイヤル（自治体）
→都道府県・指定都市の10か所で拡充
 - ・運用時間の延長 8か所
 - ・回線の増設・新設 4か所
- SNS・電話相談事業等（民間団体）
→5団体で拡充
 - ・相談員増員、相談時間延長 等
- 全国の自治体、民間団体による無料相談会等の実施

<広報ポスター>

【中高年層向け】



【子ども・若者向け】



<自殺防止に向けた集中的な啓発活動>

- 全国での広報ポスターの掲示
- 全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示
- 電話やSNSの相談窓口等を周知
- インターネット（PC、スマートフォン）を活用した広報
 - ・多くの国民が利用するYouTubeなどのSNS上での動画広告により相談を呼びかけ
 - ・厚生労働省のTwitter、Facebookで相談窓口やゲートキーパー等を集中的に投稿
- 全国の約600の自治体（約1,000件）や関係団体等がさまざまな取り組みを実施。（心の健康づくり講座、ゲートキーパー養成研修、相談窓口のリーフレット配布、シンポジウム・研修会の開催、駅構内での広報動画の放映等）

自殺対策強化月間（3月）の取組② 3大臣からの呼びかけ

<子ども・若者への相談等の呼びかけ>

悩みや気持ちをきかせてください
～若い世代のみなさんへ～

進路や友人、家族に関する悩みを抱えたり、何となく不安を感じたりすることはありますか？

どうかひとりで悩まないでください。
家族や友人など、身近に気持ちを伝えられる人はいませんか？
身近な人に話づらい時には、若い世代のみなさんを対象としたSNSでの相談窓口もあります。スマホから気軽に悩みや気持ちを伝えてみてください。

人に話してみることで、心が楽になるのではないのでしょうか。

また、友人の様子がいつもと違うと感じたときには声をかけてみてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでもやわらげることができるようかもしれません。

あなたの声かけを待っている人がいます。

令和5年2月28日



厚生労働大臣 加藤勝信
文部科学大臣 永岡桂子
子ども政策担当大臣 小倉将信

厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

▶電話やSNSの相談窓口等を分かりやすく紹介

<http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



<自治体首長への取組推進の呼びかけ>

いのちを支える自殺対策の推進のために

各 都道府県知事 殿
各 指定都市市長 殿
各 市区町村長 殿

3月は自殺対策強化月間です。

先般公表された令和4年の年間自殺者数は21,843人と前年を上回り、中高年を中心に男性は13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多の512人となっております。

昨年10月に策定した新たな「自殺総合対策大綱」においては、今後対応すべき課題として「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」等について国や地方自治体、民間団体等が丸となって取り組むこととしています。

自殺対策では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることが重要です。そのため、住民に身近な地方自治体の役割は大きく、責務の強力なリーダーシップの下、地域自殺対策計画の充実、地域自殺対策推進センターの強化、相談窓口や支援機関とのネットワーク強化などの施策を一層推進していただくようお願いします。

また、国においては、この4月からこども家庭庁を創設し、こどもの居場所づくりや、いじめの防止対策の強化など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を加速させていきます。3府省が連携して、こどもの孤立や自殺を防ぐため取組を強化してまいります。

こどもの自殺対策を推進するためには、一人ひとりへの命の大切さ・尊さ、SOSの出し方等に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して地域全体でこどもを守っていく仕組みづくりが鍵となります。

地方自治体におかれても関係者の連携に努めながら、こどもへの対応の強化に向けてご協力をお願いします。

悩みを抱える方が誰かにひとこと相談できる社会、そして皆がそれを温かく受け止められる社会、そのような社会づくりに向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

令和5年3月1日

厚生労働大臣 加藤勝信
文部科学大臣 永岡桂子
子ども政策担当大臣 小倉将信

※ インフルエンザ予防接種の公費助成について

市では、**公費助成対象年齢の方が助成実施期間中に接種を行った場合において**、インフルエンザ予防接種費用の一部または全部を助成しています。

公費助成の対象となるのは、**65歳以上の高齢者等、または、生後6か月～中学3年生のお子さん**です。
詳しくは下記をご確認ください。

- **65歳以上の方には、予診票を9月25日（月）に発送しました。**
- **お子さんの予診票は[このページからダウンロード](#)もできます。ご自宅でゆっくり記入できるので便利です♪**
- **公費助成対象の年齢ではない方が接種を受ける場合には、自費となります。医療機関が用意する予診票を使用して接種を受けてください。**

※ 高齢者・お子さん 共通のご案内

実施期間（助成対象期間）

令和5年10月1日（日曜日）から令和6年1月31日（水曜日）まで

※接種期間以外で接種した場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

持っていくもの

母子健康手帳、土浦市民であることが確認できるもの（健康保険証や医療福祉費受給者証（マル福）など）
（事前にお手元にある場合は）予診票

お子さんの予診票について

- **市内の協力医療機関**で接種される方は、各医療機関に設置する予診票をご利用ください。
なお、ダウンロードのうえ、印刷したインフルエンザ予診票（小児）を使用することもできます。※下の注意書きもご覧ください。
[お子さんの予診票のダウンロードはこちら](#)
- **市外の医療機関**で接種される方は、償還払いに必要な書類と一緒に発行しますので、**接種する10日前までに健康増進課までご連絡ください。**

※お子さんの予診票をダウンロードして使用する際は、以下をご確認ください※

- 接種する当日に土浦市民でなくなった時には、使用することができません。
- **市外の医療機関**で接種される方は、償還払いに必要な書類と一緒に予診票を発行していますので、ダウンロードは必要ありません。（接種する10日前までに健康増進課までご連絡ください。）
- 用紙は**A4サイズに、縮小せずに印刷**してご利用ください。
- この予診票だけで接種することはできません。必ず、母子健康手帳なども併せてお持ちください。

予防接種の償還払いについて

償還払いに必要な書類を、インターネットにてご請求いただけるようになりました。

お手続きの流れは[こちら](#)です。

土浦市は、予防接種費用の償還払い（※）による公費助成を実施しています。

（※）償還払いとは、市や県の協力医療機関以外で予防接種を受ける場合に、医療機関では一旦、接種費用の全額をお支払いいただきますが、後日、保護者等から市へご請求いただくことで、市の委託料単価を上限に、接種費用を払い戻す仕組みです。

償還払いを希望する方は、接種を行う医療機関宛ての依頼書を作成する必要がありますので、接種する10日前までにお手続きをお願いします。

償還払いのお手続きが必要な方

- 定期予防接種を、市の協力医療機関または茨城県広域予防接種事業の協力医療機関のいずれにも当てはまらない医療機関（※）、または県外の医療機関にて接種する方
- 市が助成している任意予防接種を、市の協力医療機関以外にて接種する方

（※）市の協力医療機関（[お子さんはこちら](#)、[高齢者インフルエンザはこちら](#)、[成人用肺炎球菌はこちら](#)）、[茨城県広域予防接種事業の協力医療機関（お子さん・高齢者共通）](#)は、各ページからご確認ください。

お手続きの流れ

1. 接種する前（10日前まで）に健康増進課へご連絡ください。

インターネットからも必要書類をご請求いただけるようになりました！ぜひご利用ください。

[こちら](#)から、入力フォームへお進みください。

※お急ぎの方は、健康増進課窓口でお手続きください。（即日発行可能）

2. ご自宅へ必要書類（接種医療機関宛ての依頼書や請求書など）を郵送します。
3. 必要書類（依頼書など）を持参し、医療機関にて接種を受け接種料を全額お支払いください。
4. 接種後、下記の必要書類を健康増進課窓口へ提出（郵送可）してください。
5. 後日、助成額が口座振込となります。

申請に必要なもの

1. 土浦市予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（押印、振込先口座情報が必要です。合計金額や氏名等の修正は出来ませんのでご注意ください。）
2. 医療機関発行の領収書原本（被接種者氏名、予防接種の種類と日付、接種にかかった費用、医療機関名の記載があること）、明細書（領収書の内容に不足がある場合）
3. 予診票の原本 ※無い場合は予防接種を受けた事実を証明する書類（母子健康手帳の写し、接種済証など）

※2.は、郵送の場合は原本を提出してください。領収書原本の返却が必要な方は、その旨のメモと、必要額（定型・25g以内は84円）の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

領収書には市の処理印を押印しますのでご了承ください。

※領収書を紛失した場合でも、健康増進課から接種を実施した医療機関への情報照会についてご同意いただくことで、ご申請いただけます。お手続きの詳細については健康増進課へお問い合わせください。